

 水道ホットニュース	<p>(財)水道技術研究センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215 E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp URL http://www.jwrc-net.or.jp</p>
---	---

フランスの水道事業等について

(はじめに)

フランスの水道事業については、「アフェルマージュ」又は「コンセッション」方式による管理運営委託などが有名ですが、フランス全般の最近の水道事情、水道事業等については必ずしも情報が豊富とはいえないと思われま

す。そこで、最近、フランス国「エコロジー・エネルギー・持続可能開発・国土整備省 (Ministry of Ecology, Energy, Sustainable Development and Town and Country Planning)」が作成・刊行した冊子である「フランスの公共上下水道事業－フランスの経験－ (Public water supply and sanitation utilities in France－The French experience－)」をもとに、フランスの水道事業等について紹介することとします。

なお、以下は、主に冊子の概要を中心としたものであり、また、仮訳であることをお断りするとともに、誤り等があればご指摘いただければ幸いです。

(出典) フランスの公共上下水道事業－フランスの経験－

http://www.ecologie.gouv.fr/IMG/pdf/Plaqueette_SPE_Ang_light.pdf

(参考1) エコロジー・エネルギー・持続可能開発・国土整備大臣について

http://www.ambafrance-jp.org/article.php3?id_article=2648

(参考2) フランスの概要

人口 約 6,400 万人 (2008 年、仏国立人口問題研究所)

面積 54 万 4,000 平方キロメートル (仏本土、仏国立統計経済研究所)

政体 共和制

元首 ニコラ・サルコジ大統領 (2007 年 5 月就任、任期 5 年)

内閣 フィヨン内閣 (2007 年 5 月成立)

首相 フランソワ・フィヨン首相

経済 (2007 年、仏国立統計経済研究所)

一人当たり GDP 32,684 ドル、経済成長率 2.2%、物価上昇率 1.6%、失業率 8.3%

政府開発援助 約 99 億ドル (2007 年) (出典: OECD)

(注) 外務省「各国・地域情勢」による

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/france/data.html>

(参考3) フランスの地域圏、県、市町村数 (2008 年 1 月現在)

地域圏 (レジオン) 26 (本土 22、海外 4)、県 (デパルトマン) 100、市町村 (コミューン) 36,673

(注) フランスにおける広域行政組織について

http://www.soumu.go.jp/main_content/000020459.pdf

1. 国内法制のもとでの各地方の運営管理

フランスでは、19世紀末以来、上下水道事業体を構成する組織は、地方自治体：フランスで最も小規模な行政区分である「市町村（コミューン）」：である。

フランスでは、水資源は、「1964年、1992年及び2006年水法」に基づく統合流域管理に従って管理されている。「水及び水生環境に関する2006年12月法」は、「2000年10月23日付け欧州水枠組み指令」の目標を達成するために必要な手法及び手段を強化している。

（参考）水及び水生環境に関する2006年12月法

http://www.eau-international-france.fr/article.php3?id_article=483

（市町村レベルにおける多様な管理運営手法）

フランスの市町村は、上下水道事業体を組織する責務を有している。実際面では、いわゆる「広域行政組織」として、他の市町村とグループとなることも選択できる。

フランスの36,000を超える市町村には、約29,000の上下水道事業体（上水道：12,300、衛生（下水道）：16,700）が存在する。

地方自治体は、運営管理について、2つのタイプから選ぶことができる。

それらは、「事業体直営管理（directly manage the utility themselves）」、又は「特定の業者への管理委託（hand over management to a specialized operator）」である。

なお、委託管理については、リース契約とコンセッション契約があるが、リース契約が最も一般的なタイプである。

フランスでは、水道は主に委託管理によって行われている（2007年において、水道サービスの39%、利用者の72%）。また、公衆衛生（public sanitation）も、民間業者（private operators）への引渡しが増加している（2007年において、衛生サービスの24%、利用者の55%（1997年の35%に対して））。

（国の規制）

水道及び衛生サービスの責任は地方レベルにあるが、国は、国家、地域圏及び県レベルにおいて重要な規制面の役割を果たす。

国家レベルでは、国は、社会的連帯を確保し、全ての人に対して水へのアクセスを保証し、環境、公衆衛生及び消費者の保護のための基準を設定する。

また、国は、サービスの実施についての全般的なルール：地方自治体の責務、業者間の競争、サービスの質（例えば、年次報告及び業務指標（performance indicators））、予算管理、利用者に向けた情報及び透明性などの原則：を設定する。

地域圏及び県レベルでは、国は、取水・排水の許認可の設定及び規制による「水警察（water police）」を適用する。

国は、契約の法的性格、技術基準への適合、予算の整合性などに関する市町村による決定について、事後の法的検証を行う。

国は、もはや、市町村の決定について事前の検証を行わない。というのは、「1982年地方分権法」の制定以来、市町村は直接的及び完全に水事業体の運営管理に関する責任を有するからである。

（参考）1982年地方分権法

<http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/jimusyo/092PARI/INDEX.HTM>

2. 上下水道料金の調整を伴う相互関係に基づく資金供与

(コストの共有及び資金の相互融通)

国法は、すべての人々は手ごろな価格 (affordable price) で水道水(drinking water) を手に入れる権利を有すると明言している。最貧困の利用者を支援するために、「住宅連帯基金 (Housing Solidarity Fund)」が設けられている。

(参考) 住宅連帯基金

<http://www.ambafrance-jp.org/IMG/pdf/Habitat.pdf>

<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/13612404.pdf>

利用者が耐えることができないような上下水道料金の急激な上昇を避けるため、地方自治体は他の公的救済策を用いることもできる。

水機構 (Water Agencies) は、水を所管する省 (エコロジー省) の監督下の、国の公共セクターの機関である。水機構は、1964 年水法により、各主要流域に設立されている。水機構は、汚染者/利用者負担原則に従い、取水及び水汚染に係る水の利用者から料金を徴収する。徴収された資金は、地方自治体、企業家、農家による投資に対する財政支援のため、水機構によって再配分される。水機構は、水資源及び水生環境の保全・回復のための活動に資金供与を行うだけでなく、流域レベルでの情報・意見交換及び水質モニタリングシステムの改善のための活動にも資金供与を行う。2007～2012 年の期間において、水機構は、合計 116 億ユーロの資金を供与する予定である。水機構による助成金は、主に下水道ネットワーク及び下水処理施設への投資に向けられる。

(参考) 1964 年水法

<http://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=9315>

(上下水道料金の調整)

集約的な衛生システムを有する市町村における平均的な上下水道料金は、(2004 年時点で) 1 m³当たり 3 ユーロであり、水道料金 (税込み) が 1.46 ユーロ、下水道料金 (税込み) が 1.55 ユーロであった。

平均的な上下水道料金の内訳は、上水道 (税抜き) が 40%、下水道 (税抜き) が 46%、税が 14% である。

全体としては、フランスの上下水道料金は、家計の 1% 未満である。この支出は比較的低いものではあるが、依然として、最貧困の利用者にはかなりの額であり、連帯方策 (solidarity measures) の適用が求められている。

直営であれ、委託であれ、上下水道サービス料金を設定するのは市町村である。

上下水道事業の費用は地域特性に依存することから、市町村間の料金は大きく異なる。

国立統計経済研究所 (INSEE) の統計によれば、上下水道料金は 1980 年から 2000 年 (例えば、1995 年には最高 8% を記録) の期間に急激に上昇したが、これは国内及び欧州基準の要求に対応するための設備投資を反映している。上下水道料金の上昇は 1999 年から落ち着き、年によって差異はあるものの、「-0.4% (1999 年)」から「+3.5% (2007 年)」の範囲となっている。

(参考) 国立統計経済研究所 (INSEE) ホームページ

<http://www.insee.fr/en/>

3. 透明性及び業務評価の義務

(特定のバランスのとれた予算：“上下水道料金は上下水道のために”の原則)

公共の水道・衛生サービスは、商工業的サービスである。それらは、どのようなタイプの管理運営システムであれ、収支のバランスがとれたものでなければならない。

事業が直営であれ委託であれ、1990年に設定された会計基準は、特定の予算を設けることを義務としており、また、市町村の一般会計予算との支出の移し替えを制限している。

フランスの「上下水道料金は上下水道のために (water pays for water)」の原則は、「2000年10月23日付け欧州水枠組み指令」の費用回収原則 (cost-recovery principle) によって確証された。

(利用者への情報提供)

「1995年バルニエ法 (1995 Barnier Law)」は、利用者に情報提供するため、“年次報告の原則”を設けている。各々の水道・衛生サービスについて、直営であれ委託であれ、市町村長又は広域事業体の長は、実施した、実施中又は計画された業務等に関する特定の情報を備えた、料金及びサービスの質に関する年次報告を作成しなければならない。そして、報告書は議会に提出され、その後、一般の人々が入手可能となる。加えて、サービスが委託されている場合、業者 (the operator) は、各業務別の会計、提供したサービスの質の分析、及び公衆サービスの実施状況とともに、契約が如何に満たされているかに関する年次報告も詳細に書かなければならない。

(参考) 1995年バルニエ法

<http://www.waseda.jp/hiken/jp/public/review/pdf/37/01/ronbun/A04408055-00-037010353.pdf>

(評価及び利用者との協議のためのツール)

上下水道サービスのガバナンスは、大きな政治的・経済的変化を含む実社会の課題となっていることから、サービスの評価と透明性が重要である。水道・衛生事業体 (water supply and sanitation utilities) は、「共有の業務指標システム (shared performance indicator system)」を立ち上げたフランスで最初の地方公共事業体 (local public utilities) である。「指標 (indicators)」は、関係者との綿密な協議を経て案出され、法律によって義務化された。

「2007年5月付け政令 (the decree of May 2007)」は、公営又は民営の事業者が年次報告書において、どの業務指標を公表しなければならないか、を規定している。

それには、2つの目的がある。

一つ目は、持続可能な開発の3つの主要な分野 (環境、経済及び社会) において、結果を追跡調査するために業務指標を用いて、サービスの質を改善することである。

二つ目は、上下水道料金及びサービスについて、より徹底して説明することにより、公衆の情報へのアクセスをよりよいものとすることである。

「指標 (indicators)」は、例えば、上水道サービスでは、水質、サービスの継続性及び水源保全についての指標がある。

「全国観測施設メカニズム (national observatory mechanism)」は、地方で公表された指標へのアクセスを用意している。それは、上下水道サービスに関する全ての公表データを含み、同様のサービスについて比較することが可能である。

(参考) <http://www.eaufrance.fr/>

4. 国際的に名高い経験

(2005年2月9日法)

2005年2月9日法—いわゆる「オーディン—サンティニ法 (the so-called “Oudin-Santini Law”)」は、国際協力の新たな展望をもたらしている。すなわち、フランスの地方自治体及び水機構に対し、彼らが徴収する水に関する料金（訳注：上下水道料金、取水及び排水に係る料金）からの歳入の最高1%を国際協力に使うことを認め、協力の範囲を拡大するものである。

水機構は、制度的性質のもの（例えば、流域組織間の連携）及び連帯活動（水道・衛生におけるフィールドプロジェクト）の両方の国際的な活動を先導し、資金供与を行う。水機構の第9次プログラムでは、2007年から2012年間に約1億ユーロがこのような方法で使うことができ、水道・衛生プロジェクトに向けた活動に目標を定めることができる。

(参考) “Oudin-Santini Law” 等について

http://www.pseau.org/outils/ouvrages/4wwf_session_report_ft3_03.pdf

http://www.isted.com/villesendevenir/anglais/villesendevenir_pdf/13-COOPERATION.pdf

<http://www.oecd.org/dataoecd/31/12/41752319.pdf>

(文責) センター常務理事兼技監 安藤 茂

配信先変更のご連絡等について

「JWR C水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h20.html>